

レッドステージ（非常事態）／イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 新旧対照表

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）	新（3月1日～3月21日）
<p>① 区域 大阪府全域</p> <p>② 要請期間 <u>レッドステージ2の期間（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）</u> <u>※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討</u></p> <p>③ 実施内容</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不要不急の外出・移動※は自粛すること ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 <p>特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること <u>（特措法第45条第1項に基づく）</u></p>	<p>① （略）</p> <p>② 要請期間 <u>イエローステージ2の期間（3月1日～3月21日）</u></p> <p>③ 実施内容（<u>特措法第24条第9項に基づく</u>）</p> <p>●府民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>4人以下※1でのマスク会食※2の徹底</u> ※1 <u>家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない</u> ※2 <u>疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない</u> ○ <u>歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること</u> ○ 不要不急の外出・移動は自粛すること

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）
【収容人数・収容率等】

- 【人数上限】 5,000人以下
【収容率】 屋内：50%以下
屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2 m）
（特措法第24条第9項に基づく）
- あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼

新（3月1日～3月21日）

- イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）
 - 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
 - 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
 - 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
 - イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

新（3月1日～3月21日）

期間	収容率		人数上限
3月1日 から 3月21日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブで のイベント 等	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きいほう
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

●施設について

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 **2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中**
※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討

③ 実施内容

【特措法第24条第9項に基づく要請】

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時

新（3月1日～3月21日）

●施設について

	大阪府全域	大阪市全域
期間	3月1日～3月21日	
実施内容	対象施設 【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
	要請内容（協力依頼） ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO2センサーを設置	要請内容（特措法第24条第9項に基づく要請） ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

新（3月1日～3月21日）

【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守る
こと。（協力依頼）

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

<経済界へのお願い>

- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること（特措法第24条第9項に基づく）

- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
（特措法第24条第9項に基づく）

新（3月1日～3月21日）

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

（特措法第24条第9項に基づく）

<経済界へのお願い>

- **従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること**

- **従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること**

- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

- **職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること**

旧（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）

<大学等へのお願い>

- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること（特措法第24条第9項に基づく）

新（3月1日～3月21日）

<大学等へのお願い>

- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度末に向けて行われる行事（卒業式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること